

守環政第 474 号
令和 4 年 11 月 24 日

守山市環境審議会 会長 様

守山市長 宮 本 和 宏

第 3 次守山市環境基本計画の策定について（諮問）

このことにつきまして、守山市環境基本条例（平成 18 年条例第 22 号）第 8 条第 3 項の規程に基づき、下記のとおり諮問しますので、ご審議を賜り、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

諮問事項

「第 3 次守山市環境基本計画の策定について」

諮 問 の 趣 旨

守山市環境基本条例では、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標及び施策の方向等の重要事項を定めた環境基本計画を策定することとしています。

本市では、現在「第二次守山市環境基本計画」に基づき、市民・事業者と協力しながら、これまで環境の取り組みを推進してまいりました。

さて、近年、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失といった地球規模の危機が加速度的に顕在化しています。これらの危機は相互に関連しており、避けることのできない喫緊の世界的課題です。

本市は、これまで市民・事業者と共に進めてきた取り組みを更に広げていくとともに、早期の「脱炭素社会」とGX（グリーン・トランスフォーメーション）の実現に向けた新たな取り組みを家庭や地域、職場、学校など様々な場面で展開し、一人一人の理解と行動変容を促していきたいと考えます。

さらに、本市が自ら取り組むと同時に、国や他自治体と広く連携し、世界的課題の解決に向けて邁進してまいります。

つきましては、この「危機の時代」を乗り越え、未来にわたって恵み豊かな環境の恵沢を誰もが享受できるよう、市民・事業者・行政が、守山の目指す姿や決意を共有できる実効的かつ先進的な次期計画を策定してまいりたいと存じますので、大局的見地からご審議いただきたく、貴審議会に意見を求めるものです。